設　立　趣　旨　書

１　趣　旨

現代社会において、高齢化の進展や核家族化、生涯未婚率の上昇等に伴い、身寄りのない高齢者や、親族がいても支援を頼むことができない高齢単独世帯・高齢夫婦のみの世帯が急速に増加しております。こうした方々が病院に入院するとき、介護施設や賃貸住宅に入居するときには、身元保証人や緊急連絡先を求められることが一般的であり、身元保証人を確保できないために必要な医療や住まいの確保をあきらめざるを得ないという事態が現に生じております。

このようなニーズを受けて、近年、民間の身元保証事業者が数多く参入しておりますが、その中には、単に施設へ入所するための身元保証を受けるだけであるにもかかわらず、生活支援や死後事務等の各種サービスを一括契約させ、初期費用の時点で数十万円から１００万円を超える多額の費用を求める事業者も少なくありません。料金体系や預託金の管理が不透明なまま契約が締結され、解約時の返金トラブルや事業者の経営破綻により預託金が失われる事例も相次いでおり、国の実態調査においても契約内容・料金の不透明さが指摘されるなど、社会問題化しております。

「周りに迷惑をかけたくない」という思いから身元保証サービスの利用を望むご年配の方々にとって、高額な費用を負担できる一部の方しかサービスを利用できず、また、大切な財産と老後の安心を本当に任せられるのかどうか判断する材料も乏しいというのが現状であります。

このような状況を踏まえ、私たちは、社会福祉士等のソーシャルワーカーをはじめ、福祉、医療等の各事業分野の専門家が連携した専門家集団として、必要なサービスを必要な分だけ、明確で適正な料金により提供し、契約内容と会計の透明性を徹底した、誰もが安心して利用できる身元保証等の高齢者サポート事業を行うことを目的として、本法人を設立することといたしました。

私たちは、これらの活動を通じて、身寄りの有無や資力の多寡にかかわらず、すべての人が地域社会の中で尊厳をもって、最期まで安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

なお、法人格を持たない任意団体や他の法人格ではなく、特定非営利活動法人を設立しようとした理由としては、特定非営利活動法人は、事業内容や会計等の情報公開が義務付けられており、利用者や地域住民等から信頼をより得られると考えたためです。また、それらが、私たちが目指す、「透明性を徹底した、誰も

が安心して利用できる身元保証等の高齢者サポート事業を行うこと」という趣旨にも合致しており、その点でも特定非営利活動法人が最も適していると判断しました。

２　申請に至るまでの経過

令和８年６月～　身元保証サービスの料金・契約実態の調査、利用者からの聴き取り
令和８年８月～　社会福祉士等の各分野の専門家との連携体制の協議
令和８年９月～　本会設立準備会の開催
令和８年１０月　　設立総会の開催
令和９年１月　　事業開始（予定）

令和８年１１月２日

団体の名称　　特定非営利法人むすびの会

設立代表者　　眞壁愼次